

## ～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

## ■ 注目トピックス

## 国家市場監督管理総局等、『国家標準化発展綱要』の実行に活動計画を発表

国家市場監督管理総局は2022年7月8日、国家発展改革委員会、工業情報化部など15部門と連名で『国家標準化発展綱要』の着実な実行に向けた活動計画を発表しました。同計画は中共中央、国務院が21年10月10日に発表した『国家標準化発展綱要』の方針に基づき、23年末までの重点取組事項を明記し、製造業やサプライチェーン、消費、サービス、次世代通信を代表とした新型インフラ、低炭素化事業など多岐にわたる分野における標準作りを着実に推進するとしています。

## ■ 直近の重要政策

金融政策

- ✓ 多国籍企業における人民元・外貨一本化したクロスボーダーの資金集中管理の試行対象を拡大 本部型経済の発展に支援  
(中国人民銀行、国家外貨管理局、7/22)

地方政策

- ✓ 北京市標準化弁法  
(北京市政府、7/21)
- ✓ 「五型経済」の発展促進に関する若干意見  
(上海市政府、7/15)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 国家市場監督管理総局等、『国家標準化発展綱要』の実行に活動計画を発表

国家市場監督管理総局等 16 部門は『国家標準化発展綱要』の着実な実行に向けた活動計画<sup>1</sup>(以下、活動計画)を発表し、標準化活動の内容を産業、区域、科学技術及び貿易など幅広い分野に関する政策・計画に盛り込む方針です。活動計画は 23 年末までの標準作りに向けた取り組みを明記した上、国家標準体系の構築に関する第 14 次五カ年計画(21~25 年)の策定・実施にも言及しました。なお、各地政府は地元の実情を踏まえ、当地の標準化活動計画を策定することが可能であるとされています。

中国の標準化管理体系について、国家市場監督管理総局傘下の国家標準化管理委員会は国家標準の策定や実施の旗振り役となる一方、各業界の主管部門も業界の標準化を担当しています。国家と業界、地方の標準はいずれも政府部門から公布されており、業界団体と企業の標準は市場主体により定められるものとなります。国家標準は強制規格と推奨規格に分類されており、業界標準と地方標準は推奨規格です。活動計画は複数の業界・分野に関係する標準規格の策定に万全を尽くすべく、各部門の総力を挙げて取り組んでいく当局の姿勢を見せています。

中共中央と国務院は昨年 10 月 10 日、『国家標準化発展綱要』を発表し、25 年までに標準作りを「国家主導型」から「国家+市場主体の同時進行」、「国内主導型」から「国内外の同時進行」へ、標準の応用分野を「貿易・産業中心」から「公共サービスを含む社会全領域」へ、標準化の発展を「件数・規模偏重」から「品質・効率重視」へと転換させる方針を固めました。

また、国家標準化管理委員会は 18 年、IT 分野などで中国の技術標準を国際標準にする取り組みの一環として、技術標準の長期戦略「中国標準 2035」の策定を始めました。ハイテク分野などをめぐる米中間のしのぎ合いが激化する中、当局は国家標準を使って中国企業の国際競争力の向上や産業の高度化を目指しており、今回の活動計画も技術標準の長期戦略の一環であると受け止められています。活動計画の主な内容については図表 1 をご参考ください。

### 【図表 1】活動計画の主な内容

#### 科学技術と製造業

- 知的財産権(特許出願)と標準作りの連動的な仕組みを構築し、研究機関や大学による科学技術成果の標準化に向けた取り組みを支援する(第2条)
- 製造業について、製造業と情報技術・低炭素化・サービス業との融合やスマート製造など設備製造業の高度化を後押しするため、NC旋盤や建設機械、船舶設備、農機などの重点分野における標準の整備に注力する(第3条)
- デジタルや新材料、バイオテクノロジーなどを中心とする新興産業における標準の整備に取り組む。医療ロボットや医療用バイオマテリアル、分子診断などの領域における標準作りを推進する。デジタル産業の発展やデータ要素の流通を促すため、データ取引市場の構築やデータ安全・取引関連標準の策定も進める(第6条)

<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

[https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/bzjss/202207/t20220708\\_348515.html](https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/bzjss/202207/t20220708_348515.html)

【図表 1】活動計画の主な内容（続き）

### 消費とサービス業

- 現代サービス業について、スマートロジスティクスや越境EC、海外倉庫、複合一貫輸送、梱包・配送、金融・フィンテック、グリーンファイナンスなどに関する標準の整備に注力する(第4条)
- 消費品質の向上や内需拡大に向けた標準作りを進める。ベビー・シニア用品や食品などの商品安全・品質認証に関する標準を整備する(第5条)
- 高齢者向け介護や家事代行サービスに加え、スポーツ、カルチャー、観光・民泊、ラジオ・テレビ及びオンライン配信視聴などに関する標準の策定と実施を推進する(第16条)

### サプライチェーンと新型インフラ

- 機械や電子機器、アパレルなどの重点業界について、業界を跨ぐ標準の整合性を取る。設計や材料、工法、テスト、応用などの重要分野や製品の標準作りを強化し、標準化の推進によるサプライチェーンの強靱化を図る(第7条)
- インダストリアル・インターネット、インテリジェント・コネクテッドカー(ICV)、エネルギーのインターネット(IoE)、時空情報などの新型インフラ施設の計画や設計、建設、運営、更新などに関する標準の策定に力を入れる(第8条)

### 低炭素化と公共事業等

- 治安やテロ・危機対策、消防や災害、疫病などの緊急対応、食料・物資の備蓄、安全生産、交通・物流、サイバーセキュリティ、建築、水資源、製品品質及び特殊設備などの分野における標準の策定と改正に注力する(第14条)
- 重点製品・地域・業界・企業のエネルギー消費やCO<sub>2</sub>・温室ガスの排出量に対する評価・査定基準を策定するほか、新型電力システムに加え、風力発電や太陽光発電、水素エネルギー、蓄エネ、次世代原子力発電及び化石燃料の高度利用に関する標準も整備する
- カーボンシンクやCO<sub>2</sub>回収・貯留・利用や海洋エネルギーの利用、海水淡水化、汚染物排出、生態系保全、グリーン製品などに関する標準の整備に取り組む(第9、10、11条)
- 炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラル、資源の節約・集約化、スマート都市、食品安全、動植物衛生、デジタルエコノミー等に関する国際標準の策定を推進するほか、民生福祉やジェンダー平等、教育、文化財保護における国際標準化の活動にも積極的に参与する。越境ECやデジタル金融、国際貿易等に関する標準の策定を検討する(第17条)
- 国有企業の責任者に対する業績評価について、標準の策定及び発布に重きを置く(第32条)

### 国際連携

- 国際標準化機構(ISO)や国際電気標準会議(IEC)、国際電気通信連合(ITU)、食品規格委員会(CAC)などの国際標準化団体の動向にフォローし、計画策定や組織運営などに積極的に参画する
- 国際標準化をめぐる国際協力を強化し、科学技術及び産業、金融などの分野における国内外標準の相互承認を推進する。欧州やアフリカ、米州、ASEAN、湾岸アラブ諸国などにおける標準化団体との意思疎通を強化するほか、北東アジアにおける標準化の協力にも注力する(第18条)
- 各分野における国際標準と国内標準の比較・整合性分析などを継続的に実施し、国際標準の導入を加速させると同時に、国家標準の外国語版の作成にも力を入れる(第19条)
- 標準化の連携を「一帯一路」構想の協定に盛り込み、重要プロジェクトの建設や技術連携などにおける国際標準の採用を進める(第20条)
- 外資系企業が法に従い標準策定に参画することを保障する。国際標準化機構等による中国での支部設立を支持する(第21条)

(活動計画に基づき、中国アドバイザー一部作成)

## □ 日本企業への影響と対応について

活動計画の発表により、中国当局が幅広い分野において製品とサービス等の技術規格などを定める国家標準の刷新・整備に動き出しているとみられます。通信・情報サービスや工業、医療、エネルギー、交通、金融などの重要部門における国有企業などは国家標準に適合した製品のみを購入することが義務付けられるほか、外資に対し技術移転を求める意見募集案の策定に着手しているとの報道も出ているため、この動きは中国市場に進出している日系企業の間で話題となった模様です。

技術移転を求められる可能性は本件以前から懸念されており、技術標準の整備・刷新に伴い、特許切れや消尽などによる「技術移転」の可能性がありますが、移転の対象となり得る技術は、その当時の最新の技術というわけではありません。また、中国では外部技術・ノウハウの取り込みを通じ、国内産業の高度化において「国産代替」を促進する動きがみられていますが、グローバル化の下では、主要製品の設計から製造、組立、サプライチェーンの隔々まで一国だけで全てカバーする例はほとんどないといえます。

日本にとって、「技術移転」に比べ、ガラパゴス化による世界市場やサプライチェーンでの存在感低下に注意すべきではないかと思われます。米中勢の電気自動車(EV)は日本勢の燃料電池車(FCV)と異なる事業戦略をとったことはその一例であるといえます。また技術力そのものより、米中勢は市場シェアの獲得や標準規格の策定を優先としました。テスラがあえて特許開放に敢行したことには、先行者利益を得て技術開発の優位性を維持しようとした上で、さらにシステムの統合力を武器に業界全体での主導権を握り、市場からサプライチェーンまで有利な方向に働かせたいとする思惑があります。特に新興産業では単に技術力で勝負する発想は誤算を招きかねず、事業展開の足かせになる恐れがあると思われます。米中間の焦点といわれる半導体分野においても、半導体ファウンドリー大手のTSMCとサムスンが巨大な市場獲得を見据え中国本土での半導体工場設立を行いました。勿論、技術流失のリスクは念頭に入れており、中国本土での製造においては、需要がある数世代前の技術を投入しました。

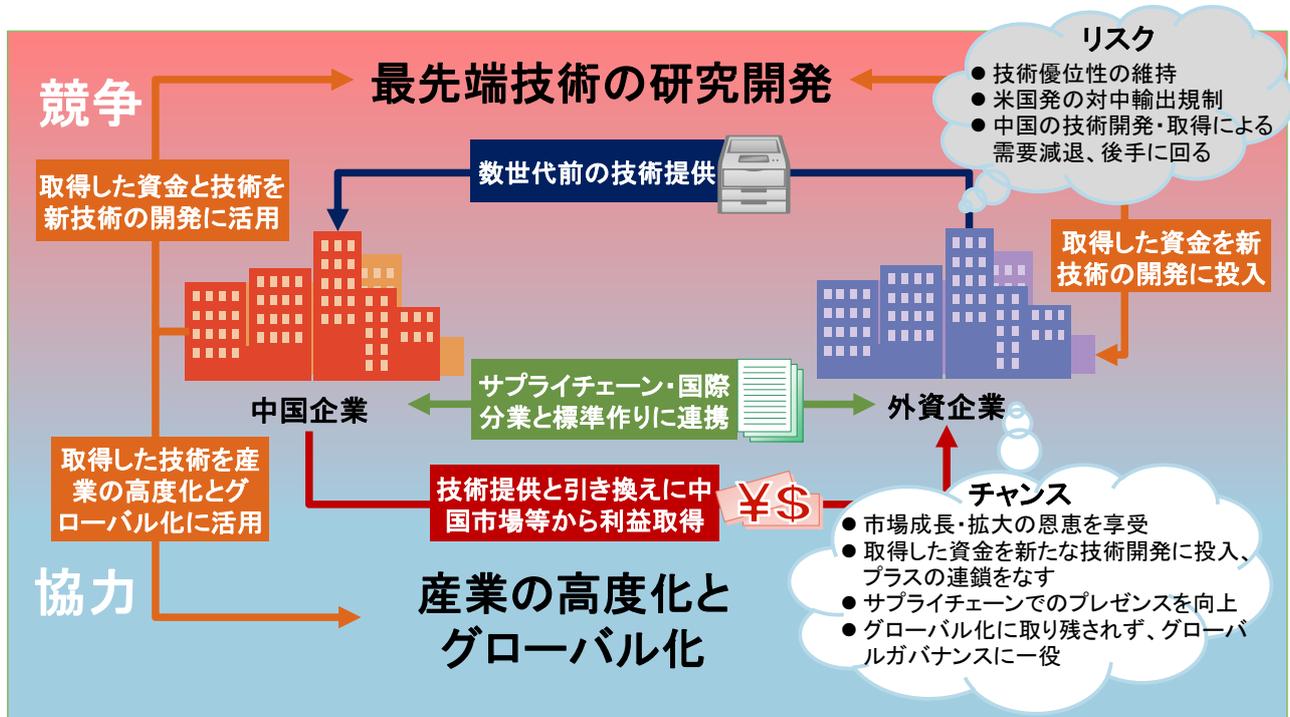
米国は第2次世界大戦後、欧州復興計画(ERP)、いわゆるマーシャルプランを実施しました。市場拡大の恩恵を受け、経済の成長を遂げた上、世界のルール作りやグローバル化の先頭を走ってきました。更に、そこから得た資金などを新技術の開発に投じ、金融・資本市場の力も生かし、パソコンからスマホ、電気自動車まで世界市場を席卷する新製品を相次ぎ投入し、成長の循環というプラスの連鎖を実現しました。

成長の循環を実現するには、技術を如何に効率的に商用化して市場から利益を獲得し、市場を支配するかがカギです。中国は米国との貿易摩擦などにより、技術開発につき種々の制約を受けているにもかかわらず、国内大循環(産業・消費の高度化)を軸に、国内外経済が促進し合う「双循環」(グローバル化)という発展戦略を打ち出し、自分なりの成長循環の構図を作ろうとしています(そのイメージは次頁図表2をご参照ください)。中国は技術の製品化やアセンブリ工程などを得意とし、国内市場等のスケールメリットも生かし、コストパフォーマンスを強みに市場獲得で優位に立っています。当然ながら、中国企業と技術協力を実施しようとする外資企業にとってリスクはありますが、チャンスもあります。日本の場合は、製造装置や素材などに強みを持っているため、サプライチェーンにおいてより一層の役割を果たすことが期待できるとみられます。

米中関係の行方や関連リスクへの対処方法はともかく、グローバル化の流れには米国であれ、中国であれ、いずれも逆らい難いといえます。新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大やウクライナ危機が世界市場とサプライチェーンに与えた影響からも、その影響の大きさが見て取れます。

このような複雑な環境の下で、日本企業は標準策定への参画や、米欧等の動向に目を配り、情勢の変化に対して機敏に行動する心構えが求められます。

【図表 2】 成長循環のイメージ



(中国アドバイザー一部作成)

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

### 金融政策

#### 多国籍企業における人民元・外貨一本化したクロスボーダーの資金集中管理の試行対象を拡大 本部型経済の発展に支援

(原文：扩大跨国公司本外币一体化资金池试点 支持总部经济发展)

中国人民銀行、国家外貨管理局 2022 年 7 月 22 日公布

#### 【主要内容】

- 中国人民銀行と国家外貨管理局は、上海市、広東省、陝西省、北京市、浙江省、広東省深圳市、山東省青島市、浙江省寧波市において多国籍企業を対象とした人民元・外貨一本化したクロスボーダーの資金集中管理の試行の第2弾を実施するとして<sup>2</sup>。多国籍企業のクロスボーダー資金使用を更に利便化する方針。主な内容は以下の通りである
  - ① 試行地域につき、従来の北京市と広東省深圳市から上海市、浙江省、陝西省などまで拡大する。試行対象となる企業も増やす
  - ② 多国籍企業が中国本土において域外のメンバー企業の人民元・外貨集中決済業務を取り扱うことを認める
  - ③ 多国籍企業による人民元建てのクロスボーダー収支業務の実施を更に利便化する
- 中国人民銀行は昨年3月、国家外貨管理局と連名で多国籍企業のクロスボーダー資金使用を更に利便化する方針を発表した。深圳、北京における信用レベルの高い多国籍企業を対象に、人民元・外貨一本化したクロスボーダーの資金集中管理などの試行を開始した。試行措置を通じ取り扱った資金規模はこれまでに500億米ドル近くとなった。試行措置は多国籍企業の為替リスクと財務コストの低減につながったとされた

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4612757/index.html>

### 地方政策

#### 北京市標準化弁法

(原文：北京市标准化办法)

政府令 [2022] 305 号

北京市政府 2022 年 7 月 21 日公布、2022 年 9 月 1 日実施

#### 【主要内容】

- 北京市政府は当市の標準化規則を発表し、北京における標準規格を策定する際の指針を示した。標準化活動の推進により、科学技術イノベーションや経済・貿易の国際協力、開放拡大、京津冀（北京－天津－河北）地域の共同発展などにサポートすることを図る
- 当市は国際標準を参考に、国家標準と業界標準をベースに、地方に特化した地方標準、業界団体の標準と企業標準をサブとした標準体系を構築する。
- 国家標準は強制規格と推奨規格に分類される。業界標準と地方標準は推奨規格である。地方と業界団体、企業の標準を策定する際、国と当市の産業政策に適合しなければならず、強制規格の要求を下回ってはならない
- 地方標準を策定する際、当市関係業界の主管部門、企業・事業団体など関係者の意見を聴取しなければならない。関係業界の主管部門及び当市の標準化担当部門は意見の公開募集を実施しなければならない

<sup>2</sup> 国家外貨管理局は 2019 年 3 月に「多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定」を公布。多国籍企業のクロスボーダー資金集中運営業務における国内・国際外貨資金メイン口座を国内資金メイン口座として統合した上、取扱通貨に人民元を追加することで、人民元・外貨一本化の資金集中管理に向けた土台を構築しました。その詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 485 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。

→ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0511-XF-0105.pdf>

ない。意見公募の実施期間は通常30日以上とする

- 科学技術の研究開発・実用化プロジェクトによる標準規格の策定を奨励する
- 国際標準化をめぐる国際協力を強化する。国際貿易などに関する地方標準の外国語版の作成に注力する
- 本弁法は2022年9月1日より実施する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202207/t20220721\\_2776651.html](http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202207/t20220721_2776651.html)

### 「五型経済」の発展促進に関する若干意見

(原文：关于促进“五型经济”发展的若干意见)

上海市政府 2022年7月15日公布

#### 【主要内容】

- 上海市政府はイノベーションの創出やグローバル企業の誘致などに焦点を当てた新たな発展戦略「五型経済」の推進に向けた指針を発表した。「五型経済」とは「イノベーション型経済」、「サービス型経済」、「本部型経済」、「開放型経済」、「流通型経済」を指す。上海市の発展を後押しするために新たな原動力を注ぎ、中央政府が推進する内需拡大を柱とする「国内大循環」と国内外経済が促進し合う「双循環」の発展戦略における役割の発揮を図る
- 高度人材や多国籍企業の地域本部及び新興分野でのリーダー企業の誘致、世界的な影響力を持つ「上海ブランド」、「上海価格」、「上海標準」の形成、世界市場における上海企業などの存在感向上を目標に掲げている
- 「イノベーション型経済」の推進について、ハイレベルな研究機関やトップレベルの科学者を呼び込み、多額の資金を投じるハイテクプロジェクトの発起や参画に取り組む。上海市の3大産業に位置付けられた半導体、バイオ医薬、AI（人工知能）では「創造」から「製造」への転換を加速する。新エネルギーや省エネ、先端設備などの重点分野における新興産業クラスターの集積に注力するほか、持続可能な海洋経済や水素エネルギー、蓄エネ、次世代通信「6G」などの産業育成にも取り組む。科学技術成果の実用化や新たな標準化機構の設立を促す
- 「サービス型経済」の推進について、世界金融市場におけるプライシング能力を高めるため、国際金融資産取引プラットフォームなどの構築を加速させる。サービス業の開放拡大に向けた規制緩和を進め、新業態・新モデルを発展させるための参入基準の見直しや、部分的に規制緩和を認める枠組み「サンドボックス制度」の導入を検討する
- 「本部型経済」の推進について、多国籍企業の地域統括本部を呼び込んだ上で、アジア太平洋本部や世界本部への昇格を支援する。中央政府系企業の誘致や海外進出へのサポートに取り組むほか、ユニコーンやリーダー企業、ある分野に特化した新興成長企業、「小巨人」企業<sup>3</sup>などの成長も後押しする
- 「開放型経済」の推進では、投資参入や自由貿易、知的財産権などにつき国際的なハイレベルの自由貿易協定・ルールの上海での先行試行を目指す
- 「流通型経済」に向けては、中国本土におけるヒト・カネ・データなど要素の流通を円滑にする。自由貿易口座（FT口座）、クロスボーダー人民元使用、資本取引の自由化、ファイナンスリース及び資産の越境譲渡などの分野における規制緩和を検討する。自由貿易試験区・臨港新エリアにおいてデータ越境移動の分類監督管理モデルを模索する。デジタル人民元の応用試行を穏やかに推進し、有カフインテック会社の誘致に取り組む
- このほか、ハイテク企業に対する審査承認の下部組織への移譲や21～25年におけるハイテク企業の倍増、オフショア貿易を実施できる企業（ホワイトリスト）の拡大にも言及した

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20220715/b77b62630d9d4ca3b2ad58b024ea3d11.html>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

<sup>3</sup> 「小巨人」企業とは、細分化された分野に集中的に取り組む、イノベーション能力と市場シェアが高く優れた中小企業を指す

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2022 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。